

青森県報

第三千二十号

平成二十年
十二月五日
(金曜日)

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の名称変更の届出	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の名称変更の届出	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	六
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	六
家畜伝染病の発生	(畜産課)	六
公有水面埋立ての免許の出願の要領	(漁港漁場整備課)	六
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了	(道路課)	八

公告

肥料登録の有効期間の更新

出先機関

土地改良区の定款変更の認可	(東青地域)	八
右 同	(中南地域)	八
右 同	(三八地域)	八
右 同	(同)	九
右 同	(同)	九
土地改良事業の工事の完了	(同)	九

告示

青森県告示第七百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	アースサポート株式会社 八戸市大字売市 一丁目二五の	八戸市大字売市 一丁目二五の	平成 二〇・六・一
社会福祉法人天寿園会	上北郡七戸町三 舟場向川久保三 〇八	小規模多 機能型居 宅介護	上北郡七戸町二 道ノ上五四の二	二〇・一〇・三〇

青森県告示第七百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三村 申吾

名称	有限会社とんぶつ
主たる事務所の所在地	下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三四二
介護予防の種類	認知症対応型共同生活介護
名称	さくらの里ひがしどおり
所在地	下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三四二
指定期日	二〇・一〇・一

名称	アースサポート株式会社
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区本町一丁目八の七
介護予防の種類	訪問介護
名称	アースサポート株式会社
所在地	八戸市大字売市一丁目二五の二
指定期日	平成二〇・六・一
名称	アースサポート株式会社
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区本町一丁目八の七
介護予防の種類	訪問介護
名称	アースサポート株式会社
所在地	八戸市大字売市一丁目二五の二
指定期日	平成二〇・六・一
名称	アースサポート株式会社
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区本町一丁目八の七
介護予防の種類	訪問介護
名称	アースサポート株式会社
所在地	八戸市大字売市一丁目二五の二
指定期日	平成二〇・六・一

青森県告示第七百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三村 申吾

名称	八戸医療生活協同組合
主たる事務所の所在地	八戸市南類家一丁目一七の二
名称	生協居宅介護支援事業所みなみいけ
所在地	八戸市南類家一丁目一六の一
指定期日	平成二〇・八・一
名称	株式会社おだ
主たる事務所の所在地	八戸市大字田面木字前平三八の一三
名称	株式会社おだ
所在地	八戸市大字田面木字前平三八の一三
指定期日	二〇・二・一

青森県告示第七百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三村 申吾

区分	居宅介護事業者	居宅介護事業所	変更年月日
名称	居宅介護事業者	居宅介護事業所	
主たる事務所の所在地			
名称			
所在地			
変更年月日			

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	〃	株式会社 エコー	〃	〃	〃	〃	〃	社会福祉 法人伸康社
十三番 和田市 西	三和十 七町一 八の稲	十三番 和田市 西	三和十 七町一 八の稲	十三番 和田市 西	三和十 七町一 八の稲	十三番 和田市 西	〃	〃	〃	一独弘 二狐前 一市市 の石大 一田字
通所介 護	貸福 与社 用具	訪問 入浴 介護	訪問 介護	認知 症所 対応 介護	通所 介護	〃	〃	〃	〃	〃
J A 和 市デ イ	田 J A 市市 福十 具セ セン 和	〃	〃	J A 和 市市 ホ十 ルホ ブ和	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一十 番和 町市 六東	〃	〃	〃	五十一 番和 町市 六東	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	二〇・ 六・二 六	〃	〃	〃	〃	〃	二〇・ 九・一

区分	名称	主たる 所在地	介護予 防事業 者	介護予 防事 業の 種類	名称	所在地	変更 年月 日
----	----	------------	-----------------	-----------------------	----	-----	---------------

青森県告示第七百六十五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用
 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護
 予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二
 第二号の規定により告示する。
 平成二十年十二月五日
 青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社 ムレタ コ	株式会社 エコー	社会福祉 協議会	社会福祉 協議会	〃
東京都東 久幡 八幡 目一 丁目三 の七	東京都東 久幡 八幡 目一 丁目三 の七	東津軽郡 外 野田町 川平 の八	東津軽郡 外 野田町 川平 の八	三和十 七町一 八の稲
福祉用 具貸与	福祉用 具貸与	訪問介 護	訪問介 護	〃
青森 エコー 介護 センター	青森 エコー 介護 センター	青森 エコー 介護 センター	青森 エコー 介護 センター	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
浜法社会 町人外福 社会社ケ 会社社社	"	"	"	"	"	株 式 会 社	工 コ ー 	会 法 人 社 会 伸 康 社	会 法 人 社 会 伸 康 社	会 法 人 社 会 伸 康 社
ケ東 浜津 町軽 字郡 平外	三 生 七 十 和 一 八 の 稲	の 十 三 番 八 の 四	三 生 七 十 和 一 八 の 稲	の 十 三 番 八 の 四	三 生 七 十 和 一 八 の 稲	の 十 三 番 八 の 四	三 生 七 十 和 一 八 の 稲	の 十 三 番 八 の 四	一 独 狐 前 二 字 市 の 石 大 一 田	一 独 狐 前 二 字 市 の 石 大 一 田
介 護 予 防	通 介 所 護 予 防	通 介 所 護 予 防	貸 福 介 与 社 用 具 予 防	貸 福 介 与 社 用 具 予 防	介 訪 護 問 入 浴 予 防	介 訪 護 問 入 浴 予 防	介 訪 護 問 入 浴 予 防	介 訪 護 問 入 浴 予 防	介 訪 護 問 入 浴 予 防	介 訪 護 問 入 浴 予 防
事社外ケ 業訪協平 所問介濱 護所護館 護所護館	「 セ ン タ ー 」 ス タ ー 	「 セ ン タ ー 」 ス タ ー 	「 セ ン タ ー 」 ス タ ー 	「 セ ン タ ー 」 ス タ ー 	"	"	"	「 セ ン タ ー 」 ス タ ー 	「 セ ン タ ー 」 ス タ ー 	「 セ ン タ ー 」 ス タ ー
ケ東 浜津 町軽 字郡 平外	五 一 番 和 十 三 番 和 六 の 東	五 一 番 和 十 三 番 和 六 の 東	"	"	"	"	"	一 独 狐 前 七 字 市 の 石 大 二 田	一 独 狐 前 七 字 市 の 石 大 二 田	一 独 狐 前 七 字 市 の 石 大 二 田
二〇一〇一	"	"	"	"	"	"	"	二〇一〇一	二〇一〇一	二〇一〇一

変更後	変更前	区 分	
社会福祉法人 伸康会	社会福祉法人 伸康会	名 称	居宅介護支援事業者
弘前市大字 狐石田一 の二	弘前市大字 狐石田一 の二	主たる 所在地	居宅介護支援事業者
居宅介護支 援事業所平	平成の家	名 称	居宅介護支援事業所
弘前市大字 東一丁目 七の四	弘前市大字 狐石田一 の二	所 在 地	居宅介護支援事業所
平成 二〇一〇 一	平成 二〇一〇 一	変 更 日	居宅介護支援事業所

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十年十二月五日

青森県告示第七百六十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後
株式会社 ムレタコ	株式会社 ムレタコ	福祉協議会
東京市東久 留米八幡 一丁目七 の三	東京市東久 留米八幡 一丁目七 の三	館野田鳴川 二〇八の一
貸与用具 福社用防	貸与用具 福社用防	訪問介護
パナソニ ックフレ イジー	パナソニ ックフレ イジー	外ケ浜町 社会協 会訪問 所
上北郡東 北 沢五の六	上北郡東 北 沢五の六	館野田鳴川 二〇八の一
"	"	"

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社工コ	株式会社工コ	株式会社工コ	株式会社工コ
十和田市稲生町一八の三七	十和田市西十三番町四の二	弘前市大字松森町六五の一	弘前市大字松森町六五の一
「さすな」支援事業所	J A 十和田市居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所
十和田市東一番町六の五一	十和田市東一番町六の五一	弘前市大字福田字巻屋二五の八	弘前市大字福田字巻屋四の二
二〇・一〇・一	二〇・一〇・一	二〇・一〇・一	二〇・一〇・一

青森県告示第七百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	区分
株式会社レン	株式会社工コ	株式会社工コ	特定福祉用具販売事業者
東京都東久留米市八幡町二	十和田市稲生町一八の三七	十和田市西十三番町四の二	主たる事務所所在地
松下電工エレクトロニクス青森店	J A 十和田市福祉用具センター「さすな」	J A 十和田市福祉用具センター「さすな」	名称
上北郡東北町字ほとけ沢五	十和田市東一番町六の五一	十和田市東一番町六の五一	所在地
二〇・一〇・一	平成二〇・一〇・一	平成二〇・一〇・一	変更年月日

変更後	タコム
三丁目一の七	三丁目一の七
パナソニックエレクトロニクス青森	パナソニックエレクトロニクス青森
の六	の六

青森県告示第七百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社レン	株式会社工コ	株式会社工コ	株式会社工コ	特定介護福祉用具販売事業者
東京都東久留米市八幡町二丁目一の七	十和田市稲生町一八の三七	十和田市西十三番町四の二	十和田市西十三番町四の二	主たる事務所所在地
パナソニックエレクトロニクス青森	J A 十和田市福祉用具センター「さすな」	J A 十和田市福祉用具センター「さすな」	J A 十和田市福祉用具センター「さすな」	名称
上北郡東北町字ほとけ沢五	十和田市東一番町六の五一	十和田市東一番町六の五一	十和田市東一番町六の五一	所在地
二〇・一〇・一	平成二〇・一〇・一	平成二〇・一〇・一	平成二〇・一〇・一	変更年月日

青森県告示第七百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	名 称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人 外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字平館野の田鳴川二〇八					

青森県告示第七百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所	名 称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人 外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字平館野の田鳴川二〇八					

青森県告示第七百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所在地	休止年月日
	株式会社八代	弘前市大字南富田町八の七				

青森県告示第七百七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	上北郡七戸町	平成 二〇・二・三

青森県告示第七百七十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十年十一月二十一日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂二七番一及び一六番一から一六番二に隣接する国道二七九号の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一六三〇二九・〇七三
- の地点 Y座標 プラス二七八四・七六〇
- の地点 X座標 プラス一六三〇二九・〇七三
- の地点 Y座標 プラス二七八〇・二二五
- の地点 X座標 プラス一六三〇二九・六二九
- の地点 Y座標 プラス二七七八・八三二
- の地点 X座標 プラス一六三一・八・二三九
- の地点 Y座標 プラス二八一・八八七
- の地点 X座標 プラス一六三一・六二・七六五
- の地点 Y座標 プラス二七八九・一四九
- の地点 X座標 プラス一六三一・六三・八四八
- の地点 Y座標 プラス二七九一・四四八
- の地点 X座標 プラス一六三一・六三・八三二

- の地点 Y座標 プラス二一八〇三・五五六
- の地点 X座標 プラス一六三一・三八・六〇三
- の地点 Y座標 プラス二一八五〇・八一九

の地点 X座標 プラス一六三一・〇・二二〇

の地点 Y座標 プラス二一八三五・四三〇

の地点 X座標 プラス一六三一・〇六・五六四

の地点 Y座標 プラス二一八四二・一七三

の地点 X座標 プラス一六三〇二一・〇五七

の地点 Y座標 プラス二七九五・二〇三

3 面積

四、一五七・五一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂二七番一及び一六番一から字家ノ尻一八番に隣接する国道二七九号の地先公有水面及び同国道地内

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、①の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 X座標 プラス一六三〇〇六・七〇七
- ①の地点 Y座標 プラス二七七一・九一六
- ②の地点 X座標 プラス一六三一・一五・〇九〇
- ②の地点 Y座標 プラス二七五七・三四七
- ③の地点 X座標 プラス一六三一・八五・九七九
- ③の地点 Y座標 プラス二七二一・二二四
- ④の地点 X座標 プラス一六三二二・九四五
- ④の地点 Y座標 プラス二七九九・五五七
- ⑤の地点 X座標 プラス一六三一・五五・一二五
- ⑤の地点 Y座標 プラス二九二四・七二四
- ⑥の地点 X座標 プラス一六二九五三・二二四
- ⑥の地点 Y座標 プラス二一八一五・三二二

- 3 面積
三三、七五二・六四平方メートル
- 四 埋立地の用途
漁港施設用地

青森県告示第七百七十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
温泉線七	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の	改築（道路改良）	平成二〇・〇・三

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十年十一月二十五日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
------	-------	-------	--------------	--------	-----------------

出 先 機 関

青森県第二六四号	魚かす粉末	かす粉末・魚	窒素全量 一・三・〇	該当なし	有限会社丸三浦商店 三浦市大字市
青森県第二六五号	魚かす粉末	八・五魚かす粉末	窒素全量 八・五 りん酸全量 四・〇	該当なし	有限会社丸三浦商店 三浦市大字市

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を平成二十年十月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月五日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前市和徳土地改良区の定款の変更を平成二十年九月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月五日

中南地域県民局長 鳴 海 勇 蔵

土地改良法の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、下長

土地改良区の定款の変更を平成二十年九月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月五日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、島守土地改良区の定款の変更を平成二十年十一月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月五日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良事業の工事の完了

三戸地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月五日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

一 県営土地改良事業の名称

広域営農団地農道整備

二 工事完了年月日

平成十八年十月十八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭